平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	1										<u>府</u>	省戶	「 名	内閣	府		
対象税目		個人	人住民税	法人住	民税	事業税	不動産	取得税	固定資	資産税	事業所	听税	その他	()		
要望 項目名		国际	国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設(新設)														
要望	内容要)	・ 特 満 を で	寺例措置 等例措置 べしいと 可能とよいよ	の内容 一企業へ つ特区内 る。	への重要 内に登記	な資金 されて	供給源いるべ	となる/ ンチャー	ヾンチ <i>・</i> −ファ:	ンドへ	投資し	た法ノ	くに対し	し、投資	資額に関	して損金	6算入
関係	ل																
減 見記	収 2額		勿年度] 汝正増減		92 (- —	_) -			l	平年度		▲ 19	2 (–	_)	(単位	:百万円])
要望	理由	· 第	とし、戦 業、企業 2)施策	全体の成 略的分里 等の集積 の必要性 和と法人	所におけ 責を促進 生 、税を含	る内外 し、民 む税制	の需要、 間事業 を中心	、雇用等 者等の活	等を拡大 舌力を 女・金属	大する。 最大限 強支援	ととも 引き出 を組み	に、∄ す上で 合わt	找が国紀 『必要な	経済の原な拠点を		ジンとた ること。	なる産
本要対応	する																
縮源	薬									~—:	ジー			1-	 _1		

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		政策 6. 地域活性化の推進 施策 ⑦ 総合特区の推進
合理性	政策 達成		「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) において、「緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進)」として、民間企業等によるベンチャー投資の促進に取り組むとされている。
	置	党負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	2年間
		同上の期間中 D達成目標	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、「緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)」として、民間企業等によるベンチャー投資の促進に取り組むとされている。
	政策達成	目標の 状況	総合特区制度による国と地方の協議を経て、213 提案が実現する見込みがたった。
有	-	の措置の 見込み	関西イノベーション国際戦略総合特区において、年間8法人の適用見込み
勃性	効果	の措置の 見込み 段としての 性)	企業に眠る膨大な資金を将来の価値を生み出すベンチャー企業への投資に向かわせることで、ベンチャー企業の活力を最大限引き出すことができる。
		要望項目 の税制上の 措置	国際戦略総合特区設備等投資促進税制】 《合特区内で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等を取得してその事業の用に 供した場合、特別償却又は投資税額控除ができる制度 【国際戦略総合特区事業環境整備税制】 専ら、総合特区で適用される規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う法人について、当該事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度
相 当 性		上の措置等 求内容 金額	「総合特区推進調整費」を要求。 (平成 26 年度要求額 115 億円)
	の 要	記の予算上 措置等と 望項目との 孫	内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略総合特別区域計画」に記載された事業に対し、 上記の財政支援及び要望税制措置等を一体として支援。
	要望妥当	の措置の 性	国際競争力の強化を目的とする国際戦略総合特別区域で事業を行うベンチャー企業への資金 供給を大幅に拡大するためには、資金力のある民間企業等に対し投資へのインセンティブを設 けることが効果的である。
		ページ	1—2

税負担軽減措置等の 適用実績 	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	
ページ	1—3